



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 1 月 23 日 (木曜日) 第 579 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 1
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 2
- 保安林の指定…………… (自然環境課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先
人不明について…………… (“) 3
- 指定納付受託者の指定…………… (国際・経済交流課) 3

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市
町村の意見 (3件) …………… (商工政策課) 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 4
- 土地改良区の役員の退任の届出…………… (“) 4
- 病院局公告**
- 落札者等の公告…………… 4
- 人事委員会規則**
- 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正す
る規則…………… 5
- 選挙管理委員会告示**
- 令和6年9月1日執行宮崎県議会東諸県郡選出
議員補欠選挙に係る候補者の選挙運動に関する
収支報告書の要旨…………… 5

告 示

宮崎県告示第27号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和 7 年 1 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4560290522	訪問看護ステーション リボン	宮崎県都城市郡元町2772番地	株式会社フォーハート	宮崎県都城市山之口町花木1486番1	令和6年12月1日	訪問看護
4560390256	訪問看護ステーション 太陽の里	宮崎県延岡市出北4丁目2437番地	合同会社太陽の里	宮崎県延岡市出北4丁目2437番地	令和6年12月1日	訪問看護
4570204968	デイサービスセンター長遊園3号館	宮崎県都城市高城町桜木2283番地5	社会福祉法人莞爾会	宮崎県都城市高野町2900番地	令和6年12月1日	通所介護
4570303067	訪問介護サービストロ	宮崎県延岡市土々呂町3丁目759番地4 コーポマキタ1階西側101号室	合同会社k i r a r i	宮崎県延岡市土々呂町4丁目4196番地3	令和6年12月1日	訪問介護
4572002030	株式会社紡	宮崎県児湯郡高鍋町南高鍋字筏560番地6	株式会社紡	宮崎県児湯郡高鍋町南高鍋字筏560番地6	令和6年12月1日	特定福祉用具販売
4572002030	株式会社紡	宮崎県児湯郡高鍋町南高鍋字筏560番地6	株式会社紡	宮崎県児湯郡高鍋町南高鍋字筏560番地6	令和6年12月1日	福祉用具貸与

宮崎県告示第28号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項本文の規定に

より、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和 7 年 1 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560290522	訪問看護ステーション リボン	宮崎県都城市郡元町2772番地	株式会社フォーハート	宮崎県都城市山之口町花木1486番1	令和6年12月1日	介護予防訪問看護
4560390256	訪問看護ステーション 太陽の里	宮崎県延岡市出北4丁目2437番地	合同会社太陽の里	宮崎県延岡市出北4丁目2437番地	令和6年12月1日	介護予防訪問看護
4572002030	株式会社紡	宮崎県児湯郡高鍋町南高鍋字筏 560番地6	株式会社紡	宮崎県児湯郡高鍋町南高鍋字筏 560番地6	令和6年12月1日	介護予防福祉用具貸与
4572002030	株式会社紡	宮崎県児湯郡高鍋町南高鍋字筏 560番地6	株式会社紡	宮崎県児湯郡高鍋町南高鍋字筏 560番地6	令和6年12月1日	特定介護予防福祉用具販売

宮崎県告示第29号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年1月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4510610472	瀧井病院デイサービスセンター	宮崎県日向市大字塩見 11652	医療法人社団慶城会瀧井病院	宮崎県日向市大字塩見 11652	令和6年11月30日	通所介護
4570203127	ヘルパーステーション つきひ	宮崎県都城市梅北町 11829番地	有限会社 CARE ASSOCIATE COMPANY	宮崎県都城市今町7904番地 100	令和6年12月31日	訪問介護
4570302952	訪問介護事業所 櫻	宮崎県延岡市下伊形町5972番地 1	株式会社九州ケアライン	宮崎県延岡市昭和町3丁目30番地	令和6年12月31日	訪問介護
4570302960	通所介護事業所 櫻	宮崎県延岡市下伊形町5972番地 1	株式会社九州ケアライン	宮崎県延岡市昭和町3丁目30番地	令和6年12月31日	通所介護
4572101261	ニチケアセンター門川	宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原1丁目55番地 ワタナベテナント	株式会社ニチ学館	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地	令和6年12月31日	訪問介護

宮崎県告示第30号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年1月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550200945	多機能型事業所ポコアポコベロー	都城市金田町3131-1 2F	株式会社LIBERTA	西諸県郡高原町大字西麓 589番地	令和7年1月9日	児童発達支援、放課後等デイサービス

宮崎県告示第31号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 7 年 1 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字紋原3826-2（次の図に示す部分に限る。）、3826-16、3826-19
 - 指定の目的 水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第32号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（令和 6 年宮崎県告示第 661号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する五ヶ瀬町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 7 年 1 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
五ヶ瀬町役場
牧嘉六
- 通知の要旨
 - 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 6 年宮崎県告示第 661号によること。

宮崎県告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 7 年 1 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 指定納付受託者の指定を受けた者

名 称	所 在 地
アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒 1 丁目 8 番 1 号

- 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
ふるさと宮崎応援寄附金
- 指定をした日
令和 6 年 12 月 19 日
- 指定納付受託者に納入させる期間

令和 6 年 12 月 19 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール都城駅前
都城市栄町4672番地 外34筆
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和 6 年 7 月 19 日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

- 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- 期間

令和 7 年 1 月 23 日から令和 7 年 2 月 25 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス蓑原店
都城市蓑原町3254番 1 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更
令和 6 年 10 月 18 日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間
令和 7 年 1 月 23 日から令和 7 年 2 月 25 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年1月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カンナガーデン
延岡市愛宕町3丁目4588番1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和6年12月11日

- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和7年1月23日から令和7年2月25日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、百町原土地改良区（日向市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年1月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	股 野 満 男	日向市美々津町 414番地
理 事	黒 木 幸 義	日向市美々津町1430番地2
理 事	橋 口 和 豊	日向市美々津町 940番地
理 事	橋 口 伸 文	日向市美々津町1272番地4
理 事	黒 木 廣 繁	日向市美々津町1821番地
理 事	黒 木 剛 輝	日向市美々津町1328番地
理 事	橋 口 重 夫	日向市美々津町 521番地1
理 事	橋 口 良 一	日向市東郷町山陰甲 310番地8
理 事	黒 木 一 夫	日向市美々津町3683番地1
監 事	黒 木 博	日向市美々津町1751番地
監 事	黒 木 美 徳	日向市美々津町1356番地ロ

監 事	海 野 義 文	日向市東郷町山陰甲 167番地1
-----	---------	------------------

（任期：令和8年6月29日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	股 野 満 男	日向市美々津町 414番地
理 事	黒 木 幸 義	日向市美々津町1430番地2
理 事	橋 口 和 豊	日向市美々津町 940番地
理 事	黒 木 一 夫	日向市美々津町3683番地1
理 事	植 野 茂 光	日向市東郷町山陰甲 605番地2
理 事	黒 木 真	日向市美々津町3826番地9
理 事	橋 口 重 夫	日向市美々津町 521番地1
理 事	黒 木 廣 繁	日向市美々津町1821番地
理 事	橋 口 良 一	日向市東郷町山陰甲 310番地8
監 事	黒 木 博	日向市美々津町1751番地
監 事	黒 木 美 徳	日向市美々津町1356番地ロ
監 事	黒 木 務	日向市美々津町1269番地2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小林市土地改良区（小林市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和7年1月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	谷 口 和 巳	小林市細野4659番地

病院局公告

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和7年1月23日

宮崎県病院局長 吉村久人

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県立3病院電子カルテシステム等保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橘通東1
丁目9番18号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年12月4日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n 株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町1番地

5

5 随意契約に係る契約金額

433,774,000円

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令(平成7年政令第372号)第11条第2項に該当

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月23日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第2号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則(昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第2(第3条関係)				別表第2(第3条関係)			
1 行政職給料表				1 行政職給料表			
職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額	職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額
9級	[略]			9級	[略]		
	1種	2	<u>123,700円</u>		1種	2	<u>123,900円</u>
8級	1種	1	<u>117,100円</u>	8級	1種	1	<u>117,500円</u>
	1種	2	<u>105,600円</u>		1種	2	<u>105,800円</u>
[略]				[略]			
2~8 [略]				2~8 [略]			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第3号

令和6年9月1日執行の宮崎県議会東諸県郡選出議員補欠選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年1月23日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和6年9月1日執行 宮崎県議会東諸県郡選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
5, 6 7 1, 1 0 0 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	吉野 祥平	所属党派	無所属	期 間	7月29日から 第1回分 9月11日まで
出納責任者氏名	吉野 竜治				

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	225,000
吉野光則	会社役員	80,000	家 屋 費	160,000
			選挙事務所費	160,000
			集会会場費	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	843,576
			広 告 費	513,214
			文 具 費	0
			食 糧 費	137,487
その他の寄附	7件	22,900	休 泊 費	0
その他の収入		2,800,000	雑 費	7,117
今 回 計		2,902,900	今 回 計	1,886,394
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		2,902,900	総 計	1,886,394

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	120,000 円
	ポスターの作成	723,576 円
	計	843,576 円

報告書受理年月日	令和6年9月13日 第1回報告分
----------	------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和6年9月1日執行 宮崎県議会東諸県郡選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
- 5, 6 7 1, 1 0 0 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	渡邊 正剛	所属党派	無所属	期 間	7月18日から	第1回分
出納責任者氏名	田代 和利				9月10日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名) 団体名	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	555,000
			家 屋 費	497,207
			選挙事務所費	497,207
			集会会場費	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	885,456
			広 告 費	324,483
			文 具 費	33,208
			食 糧 費	105,868
その他の寄附	件	0	休 泊 費	0
その他の収入		1,650,000	雑 費	1,650
今 回 計		1,650,000	今 回 計	2,402,872
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,650,000	総 計	2,402,872

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	46,380 円
	ポスターの作成	723,576 円
	計	769,956 円

報告書受理年月日	令和6年9月13日 第1回報告分
----------	------------------

--	--